

財務諸表に対する注記

当会計年度から社会福祉法人会計基準（「社会福祉法人会計基準の制定について（平成23年7月27日（一部改正 平成27年9月25日）雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙」）を採用している。

同別紙2 社会福祉法人会計基準への移行時の取扱いに準拠して、拠点別事業活動計算書の前年度決算欄及び増減欄並びに拠点別貸借対照表の前年度末欄及び増減欄の記載は省略している。

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・決算日の市場価格に基づく時価法。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品

金券類は個別法、その他は最終仕入原価法に基づく低価法。

・医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法。

・診療材料

最終仕入原価法に基づく低価法。

・その他

最終仕入原価法に基づく低価法。

(3) 固定資産の減価償却の方法

・建物、構築物等一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき当年度末において発生していると認められる額を計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法は、期間定額基準による。数理計算上の差異は、発生年度に全額費用処理している。

・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

・徴収不能引当金

事業未収金等の徴収不能に備えるため、一般債権に対しては過去の徴収不能実績率により、個別判断債権については、徴収不能額を個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

3. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人社会福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、都道府県等社会福祉協議会の退職共済制度及び独自の確定型給付制度を採用している。

本会が採用している主な退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 本部共済事業

① 採用する退職給付制度の概要

退職一時金制度を採用しており、非積立型の確定給付制度を採用している。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|----------------|-----------------|
| 期首における退職給付債務 | 107,284,382,353 |
| 勤務費用 | 8,490,985,708 |
| 利息費用 | 536,421,912 |
| 数理計算との差異の当期発生額 | 2,859,553,678 |
| 退職給付の支払額 | △6,644,415,937 |
| 期末における退職給付債務 | 112,526,927,714 |

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当なし

④ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---------------|-----------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 112,526,927,714 |
| 退職給付引当金 | 112,526,927,714 |

⑤ 退職給付に関連する損益

| | |
|-------------------|----------------|
| 勤務費用 | 8,490,985,708 |
| 利息費用 | 536,421,912 |
| 数理計算との差異の当期の費用処理額 | 2,859,553,678 |
| 退職給付費用 | 11,886,961,298 |

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.5%

(2) 本部退職手当等事業

① 採用する退職給付制度の概要

退職一時金制度を採用しており、非積立型の確定給付制度を採用している。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|----------------|-----------------|
| 期首における退職給付債務 | 41,858,618,699 |
| 勤務費用 | 3,352,754,072 |
| 利息費用 | 209,293,093 |
| 数理計算との差異の当期発生額 | 443,771,576 |
| 退職給付の支払額 | △ 2,160,595,863 |
| 期末における退職給付債務 | 43,703,841,577 |

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当なし

④ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---------------|----------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 43,703,841,577 |
| 退職給付引当金 | 43,703,841,577 |

⑤ 退職給付に関連する損益

| | |
|-------------------|---------------|
| 勤務費用 | 3,352,754,072 |
| 利息費用 | 209,293,093 |
| 数理計算との差異の当期の費用処理額 | 443,771,576 |
| 退職給付費用 | 4,005,818,741 |

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.5%

4. 法人が作成する財務諸表と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の3様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

・別紙「拠点区分、サービス区分一覧表」のとおりである。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減内容及び金額はとおりである。

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 土地 | 94,147,121,653 | 498,318,097 | 0 | 94,645,439,750 |
| 建物 | 248,726,997,299 | 47,732,416,955 | 31,528,580,645 | 264,930,833,609 |
| 定期預金 | 644,803 | 0 | 0 | 644,803 |
| 投資有価証券 | 1,500,000 | 0 | 0 | 1,500,000 |
| 合計 | 342,876,263,755 | 48,230,735,052 | 31,528,580,645 | 359,578,418,162 |

6. 会計基準第3章及び第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

| | |
|----------|-----------------|
| 土地（基本財産） | 977,015,109 円 |
| 建物（基本財産） | 783,271,000 円 |
| 計 | 1,760,286,109 円 |

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

| | |
|-----------------------|-----------------|
| 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） | 4,635,180,000 円 |
| 計 | 4,635,180,000 円 |

8. 満期保有目的の債券の内容並びに帳簿価額、時価及び評価額

該当なし。

9. 関連当事者との取引内容

該当なし。

10. 重要な偶発債務

該当なし。

11. 重要な後発事象

平成28年4月14日以降に熊本県及び大分県で発生している地震において、熊本病院、みすみ病院、済生会熊本福祉センターにおいて、外壁損傷、水道管破裂、浸水被害等の被害が発生している。これにより、修理費用が発生するが、現時点では修理費用等の影響額は合理的に見積もることができないため金額は開示していない。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。